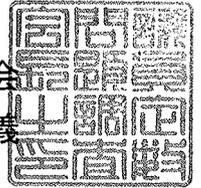


議 局 第 1 4 0 3 号  
平成 3 0 年 3 月 8 日

大分県議会議長 井上 伸史 殿

議員定数問題調査会  
会長 近藤 和義



大分県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区に  
おいて選挙すべき議員の数について（報告）

本県議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数についての協議、調整を行うために、平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日に設置された議員定数問題調査会は、平成 2 7 年国勢調査の結果等を踏まえ、慎重に検討審議を行った結果、下記のとおり結論を得るに至ったので報告する。

記

1 議員定数について

都道府県議会の議員定数については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 0 条第 1 項で条例により定めることとされており、現在は「大分県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」（以下、「議員定数条例」という。）第 1 条により 4 3 人とされている。これは、平成 2 2 年国勢調査の結果に基づいて定められており、平成 2 2 年国勢調査の結果（1, 1 9 6, 5 2 9 人）を見ると、平成 1 7 年国勢調査の結果（1, 2 0 9, 5 7 1 人）から、1 3, 0 4 2 人の人口が減少しており、その減少割合は 1. 0 8 %であった。

議員定数の推移についてみると、昭和 4 2 年以降、定数は 4 8 人であったが、昭和 5 5 年国勢調査の結果、人口が増え、地方自治法に基づく法定数は 4 9 人となった。しかし、全国的に議員の定数を削減する傾向にあったことなどから、定数は 4 8 人のまま据え置かれた。その後、昭和 6 1 年に 1 人減員する議員定数条例が成立し、昭和 6 2 年の一般選挙から定数は 4 7 人となり、さらに、平成 1 2 年国勢調査の結果、いわゆ

る逆転選挙区を生じたことから、これを解消するため平成14年に議員定数条例の改正を行い、平成15年の一般選挙から定数は46人となった。平成18年には、平成17年国勢調査の結果を踏まえ、大分県行財政改革プランに示された職員数の1割削減に倣い、議員定数も1割削減を行うべきとの意見もあったが、職員と議員とは同列に論じられないこと、過疎地域に配慮する必要があることなどから、漸進的に削減すべきであるとの意見が大勢を占め、議員の定数については、2人減らし、44人となった。その後、平成22年国勢調査の結果を踏まえ、平成26年に議員定数条例の改正を行い、平成27年の一般選挙から1人減らし、43人となっている。

今回の議論のベースとなる平成27年国勢調査の結果（1,166,338人）をみると、平成22年国勢調査の結果に比べ、30,191人減少しており、その減少割合は、2.52%である。この減少数は、平成22年国勢調査の結果による減少数を上回るものであるが、社会保障・人口問題研究所による直近の人口推計では、5年後（平成32年－27年の間で▲32,094人）、10年後（平成37年－32年の間で▲40,610人）においても更なる人口減少が予想されている。しかし、この将来推計は、国を挙げて地方創生に取り組む以前に推計されているものであることから、地方創生の取組の対策効果を見極めた上で、地域ごとの将来的な人口動向等を勘案し、一定期間を見通した検討をすべきである。

また、定数削減に当たっては、市町村議会議員や県・市町村職員の削減状況を参考にしているが、その削減数は、前回の検討時に比べ、縮小傾向にある。

さらに本県の人口と同規模の他県の状況をみると、

	人口	(本県との差)	議員定数	(本県との差)
石川県	1,154,008人	▲12,330人	43人	0人
山形県	1,123,891人	▲42,447人	43人	0人
宮崎県	1,104,069人	▲62,269人	39人	▲4人

と、宮崎県を除き、本県と同数となっており、現時点では遜色はない。

なお、山形県では、平成19年4月以降12年ぶりに1人減の43人とする条例改正が行われたところである。

以上のことから、本調査会として「現状維持」という結論に至った。

なお、議論の過程で「多様な住民の意見を掌握するためには一人区は

解消すべきである」、また「各地域の住民の声を聴くためには定数拡大こそ必要である」との意見がある一方で、「人口減が続く中、議員定数を減らすことは当然であり、人口が増えた場合は定数も増やせば良い。人口が同規模の宮崎県の議員定数は39人であり、削減が進んでいる自治体に合わせるべき」との意見が出された。

## 2 選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について

### (1) 選挙区について

選挙区については、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）により、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定めること（公選法第15条第1項）とされている。

議論の過程では「選挙区の合区」等の意見も出されたが、「選挙区の合区」については、課題が多いことから、慎重に検討していく必要があり、本県の選挙区は、これまでどおりの16選挙区とする。

### (2) 各選挙区において選挙すべき議員の数について

公選法第15条第8項本文は、「各選挙区において選挙すべき議員の数（以下「選挙区別定数」という。）は人口に比例して、条例で定めなければならない」と規定し、同項ただし書（以下「ただし書」という。）で、「特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる」としている。

そこで、まず、人口に比例した選挙区別定数を求めると、資料1に記載している選挙区別定数試算表の配当欄のとおりとなる。

次に、ただし書の適用の可否について検討した。

大分市に議員が集中することは、市町村合併により市町村議会議員が大きく減少する中、特に周辺部において、地域の声が県政に届きにくくなるとの不安を県民に抱かせることになる。このため、県民の声を公正かつ効果的に県政に反映させるためには、地域の代表を確保する必要がある。

現在においても、これらの状況は継続していると考えられるため、本調査会では、ただし書を引き続き適用して、大分市の選挙区別定数

を5人減らし、その減じた5人を他の選挙区（日田市、宇佐市、臼杵市、豊後大野市及び由布市）へ配分することで、過疎地域に引き続き配慮し、地域代表者の確保を図ることで意見の一致を見た。

議員定数については、「現状維持」の43人とする結論に至ったことから、選挙区別定数についても、これまでの考え方を踏まえて、従前どおりとする。

### 3 一票の較差是正について

これまでの議員定数の協議においては、最高裁判例（昭和59年5月17日等）の趣旨を踏まえ、投票価値の平等について最大限配慮し、国勢調査の結果を踏まえて議員定数について見直しを行い、一票の較差是正に努めてきたところである。

今回は、大分市から5人減らし、日田市、宇佐市、臼杵市、豊後大野市及び由布市へ配分していることから、一票の較差は最大2.15倍（由布市の1に対して大分市の2.147）と前回（平成22年）の2.10倍から若干拡大するものの、最高裁判例等の趣旨からは認容されるものとする。

### 4 今後の課題

次回の国勢調査は平成32年に予定されており、調査結果（速報値）の公表は平成33年2月が見込まれる。これまでの検討組織の設置は、国勢調査結果の公表に合わせて行われてきた。

今回の結論は現状維持であるが、人口減少社会と言われる中、地方創生の対策効果を踏まえ、地域ごとの将来的な人口動向を勘案して、幅広く課題を議論し議員定数、選挙区及び選挙区別定数の在り方を検討する必要がある。

検討に当たっては、国勢調査の結果のみならず、毎年公表される人口動態の数値等も参考になることから、平成31年4月の改選後、速やかに検討組織を設置し、検討を進めるとともに、次々回の選挙（平成35年4月）に向けて、議論を深め結論を出すことが求められる。

# 選挙区別定数試算表

資料 1

(国勢調査確報値(平成27年10月1日)による)

選挙区	国調人口	配当基数(注1)	配当方法(注2)			配当	(注3) 調整	定数	議員1人当たりの人口較差		現定数	増減	備考
		選挙区人口/ 議員1人当たりの人口	A	B	C				全選挙区 との対比	議員1人当 たりの人口			
大分市	478,146	17.628	17		1	18	▲5	13	2.147	36,781	13	0	
別府市	122,138	4.502	4		1	5		5	1.425	24,428	5	0	
中津市	83,965	3.095	3			3		3	1.633	27,988	3	0	
佐伯市	72,211	2.662	2		1	3		3	1.405	24,070	3	0	
日田市	66,523	2.452	2			2	1	3	1.294	22,174	3	0	
宇佐市	56,258	2.074	2			2	1	3	1.094	18,753	3	0	
臼杵市	38,748	1.428	1			1	1	2	1.130	19,374	2	0	
豊後大野市	36,584	1.348	1			1	1	2	1.067	18,292	2	0	
由布市	34,262	1.263	1			1	1	2	1.000	17,131	2	0	
国東市・姫島村	30,638	1.129	1			1		1	1.788	30,638	1	0	
杵築市	30,185	1.112	1			1		1	1.762	30,185	1	0	
日出町	28,058	1.034	1			1		1	1.637	28,058	1	0	
九重町・玖珠町	25,468	0.938		1		1		1	1.486	25,468	1	0	
豊後高田市	22,853	0.842		1		1		1	1.334	22,853	1	0	
竹田市	22,332	0.823		1		1		1	1.303	22,332	1	0	
津久見市	17,969	0.662		1		1		1	1.048	17,969	1	0	
計	1,166,338		36	4	3	43	0	43			43	0	

(注1)

配当基数とは、県全体の人口を議員定数で除した数をもって、各選挙区毎の人口を除した数値である。  
すなわち、配当基数＝選挙区人口／(県人口／議員定数)  
＝選挙区人口／議員1人当たりの人口(約27,124人)

(注2)

- A 配当基数の整数部分の配当
- B 配当基数1未満の選挙区への配当
- C 配当基数1以上の選挙区について、その端数の大きい順に配当

(注3)

公職選挙法第15条第8項ただし書の規定により、特別の事情があるときに、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して調整するもの。

## 議員定数問題調査会 開催経過

- 第1回 日時：平成28年12月 6日（火）  
議題：設置運営要領の報告、会長及び副会長の選任、  
議員定数等調査概要
- 第2回 日時：平成29年 3月10日（金）  
議題：総定数、選挙区の区割り、選挙区ごとの定数、  
議員1人当たりの人口較差
- 第3回 日時：平成29年 6月13日（火）  
議題：総定数、選挙区の区割り、選挙区ごとの定数、  
議員1人当たりの人口較差
- 第4回 日時：平成29年 9月14日（木）  
議題：会派からの意見、定数シミュレーション
- 第5回 日時：平成30年 2月13日（火）  
議題：会派からの意見
- 第6回 日時：平成30年 2月20日（火）  
議題：報告書（素案）について
- 第7回 日時：平成30年 3月 2日（金）  
議題：報告書（案）について
- 第8回 日時：平成30年 3月 8日（木）  
議題：報告書の決定

## 議員定数問題調査会 委員名簿

(平成29年6月13日現在)

会 長	近 藤 和 義	(自由民主党)
副会長	玉 田 輝 義	(県民クラブ)
委 員	衛 藤 博 昭	(自由民主党)
委 員	大 友 栄 二	(自由民主党)
委 員	毛 利 正 徳	(自由民主党)
委 員	油 布 勝 秀	(自由民主党)
委 員	元 吉 俊 博	(自由民主党)
委 員	守 永 信 幸	(県民クラブ)
委 員	尾 島 保 彦	(県民クラブ)
委 員	河 野 成 司	(公 明 党)
委 員	荒 金 信 生	(自由民主党〔党籍なし〕)
委 員	堤 栄 三	(日本共産党)
委 員	桑 原 宏 史	(おおいた維新の会)

注：〔 〕書きは識別のための表記